（第１号様式　別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　甲府市移住支援金交付要綱の規定に基づき、甲府市移住支援金に関する報告等について、甲府市から求められた場合には、それに応じます。

２　甲府市移住支援金交付要綱の規定に基づき、次の場合には、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(１) 申請者が虚偽その他不正な行為により移住支援金の交付を受けた場合や居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額

(２) 移住支援金の申請日から３年未満の間に本市から転出した場合：全額

(３) 移住支援金の申請日から１年以内に当該移住支援金の要件に該当する職を辞した

場合：全額

(４) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

(５) 移住支援金の申請日から３年以上５年以内に本市から転出した場合：半額